

## 令和6年度 勤務条件等説明書

三重県教育委員会  
伊賀市教育委員会

### 1 任期

当該年度の4月1日から当該年度の3月31日まで

※ 採用初年度の任期は6か月以内とします。

※ 採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の満了前に、教育長が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において正式な任用となります。

### 2 再度の任用の有無

有（条件有）

面接及び学校業務支援員としての従前の勤務実績に基づき、能力の実証を経て、公募によらない再度の任用を行う場合があります。

### 3 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する事業の予算の状況等により判断します。

### 4 業務の内容

一般事務の補助や単純な労務などの学校業務の中から、職員の適性に応じて校長が定めます。

### 5 資格等

・ 次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人。
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
- ③ 療育手帳の交付を受けている人。

・ 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

### 6 勤務形態

月18日（12月～2月は月17日）、1日7時間45分を基本

- ・ 障がいの状況により、上記の勤務日数・勤務時間での勤務が困難な場合は、勤務校の校長等にご相談ください。
- ・ 始業及び終業時刻並びに休憩時間は、正規職員に準拠します（原則として8：30から17：00）
- ・ 休日：勤務日以外の日。（原則、土日、祝日及び年末年始。ただし、勤務の割振りがあった場合を除く。）
- ・ 所定勤務時間を超える勤務の有無：原則なし

### 7 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

### 8 報酬等 ※年度途中で変わる場合があります。

報酬（地域手当に相当する報酬を含む。）	各年度の任用時に、職務経験等を考慮して決定（昇給なし）。 月18日（1日7時間45分）勤務の場合 日額 8,230円 ～ 8,450円
その他手当に相当する報酬	通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当に相当する報酬を規定に基づき支給。
期末・勤勉手当	任用期間が6か月以上で、任用期間中の1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に対し、年2回（6月及び12月）、規定に基づき支給。
報酬締切日	毎月末
支給日	翌月21日（期末・勤勉手当を除く。）（この日が休日の場合はその前日）
支払方法	口座振込

9 休暇

年次有給休暇 採用日から6月以上経過したものに対して、県の規定の定めるところにより付与します。  
 例：週5日以上の勤務日数の場合は、10日付与  
 なお、再度任用された場合は、年次有給休暇を繰越することができるものとします。

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続して勤務した期間						
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上の各年6月
		年次有給休暇の付与日数						
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(備考) 「5日以上」には、1週間あたりの勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含まず。

その他有給休暇等 忌引休暇、結婚休暇、生理休暇、公民権行使、災害等による出勤困難等の特別休暇  
 ※ 「公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」の定めるところにより付与します。

10 退職

- ・ 任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となります。
- ・ 辞職の申出は書面により行うものとします。

11 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます（営利企業への従事等の制限を除く）。
- ・ なお、営利企業等へ従事する場合は、事前に届出書を提出するものとします。
- ・ 法令に基づく失職、懲戒処分、分限処分等がなされる場合もあります。

12 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ・ 加入要件に該当する場合は、公立学校共済組合（健康保険）、社会保険（厚生年金）、雇用保険に加入していただきます。
- ・ 地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員として任用します。

※ 上記の規定の内容については、令和6年1月1日現在（勤勉手当に係る内容は令和6年4月1日時点）のものであり、今後変わることがあります。

問い合わせ先 三重県教育委員会事務局 市町教育支援・人事担当 Tel.059-224-2967  
 伊賀市教育委員会事務局 学校教育課 Tel.0595-22-9649